

峡南地域防災アクションプラン

平成29年3月策定

令和2年12月改訂

峡南地域防災連絡会議

目次

第1章 峠南地域防災アクションプランについて ······ P.1

第2章 基本的事項 ······ P.2

(1) 基本目標 ······ P.2

(2) 位置付け ······ P.2

(3) 計画期間 ······ P.2

(4) 推進体制 ······ P.3

(5) 進行管理 ······ P.3

第3章 アクションプランの体系 ······ P.4

(1) 山梨県強靭化計画・山梨県強靭化アクションプランに基づく施策 ······ P.4

1 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画 ······ P.6

2 その他の最悪の事態に係る推進計画 ······ P.16

(2) 富士川流域における減災対策協議会（山梨県部会）の取組に基づく施策 ··· P.23

1 ハード対策の主な取り組み ······ P.24

2 ソフト対策の主な取り組み ······ P.24

別冊「峠南地域防災アクションプラン取組機関一覧」

第1章 峠南地域防災アクションプランについて

近年、東日本大震災をはじめ、震度7を2度観測した熊本地震や西日本等で大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨など、かつて経験したことがないような大規模災害が日本各地で頻発しています。山梨県においても、平成26年の豪雪や令和元年東日本台風などにより大きな被害を経験しており、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の大規模災害に対する備えが課題となっています。

このような状況の中、山梨県では、平成27年に「山梨県強靭化計画」及び同計画を着実に推進するための施策等を明らかにした「山梨県強靭化アクションプラン」（以下「山梨県強靭化計画等」という。）を策定し、大規模災害に備えた県土の強靭化を推進しています。

また、峠南地域においても、平成18年に峠南地域防災連絡会議を発足して以降、「峠南地域防災力強化戦略」の下で防災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指してきました。平成29年には、山梨県強靭化計画等を踏まえて「峠南地域防災アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を策定し、県、町、関係機関等が一体となつた「自助」・「共助」・「公助」それぞれの防災対策の推進・支援を強化しています。

今般、アクションプランの計画期間が終了したこと及び山梨県強靭化計画等の見直しが行われたことから、次の方針によりアクションプランを改訂し、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応して被害を最小限に止められるように、地域防災体制のより一層の充実・強化を図ることとします。

■ 改訂方針

- ① 見直し後の山梨県強靭化計画等の内容から防災に関する施策を抽出し、地震や豪雨・豪雪といったリスク（大規模自然災害）ごとに整理します。
- ② 富士川流域減災対策協議会山梨県部会の取組に基づく施策を取り入れ、地域性を反映したアクションプランとします。
- ③ これまでのアクションプランの取組結果等を踏まえ、より地域の実情に応じた内容に見直します。
- ④ 近年の防災情勢の変化に対応した内容にします。
- ⑤ 「町地域防災計画」又は「町強靭化計画」を推進する施策とします。

第2章 基本的事項

(1) 基本目標

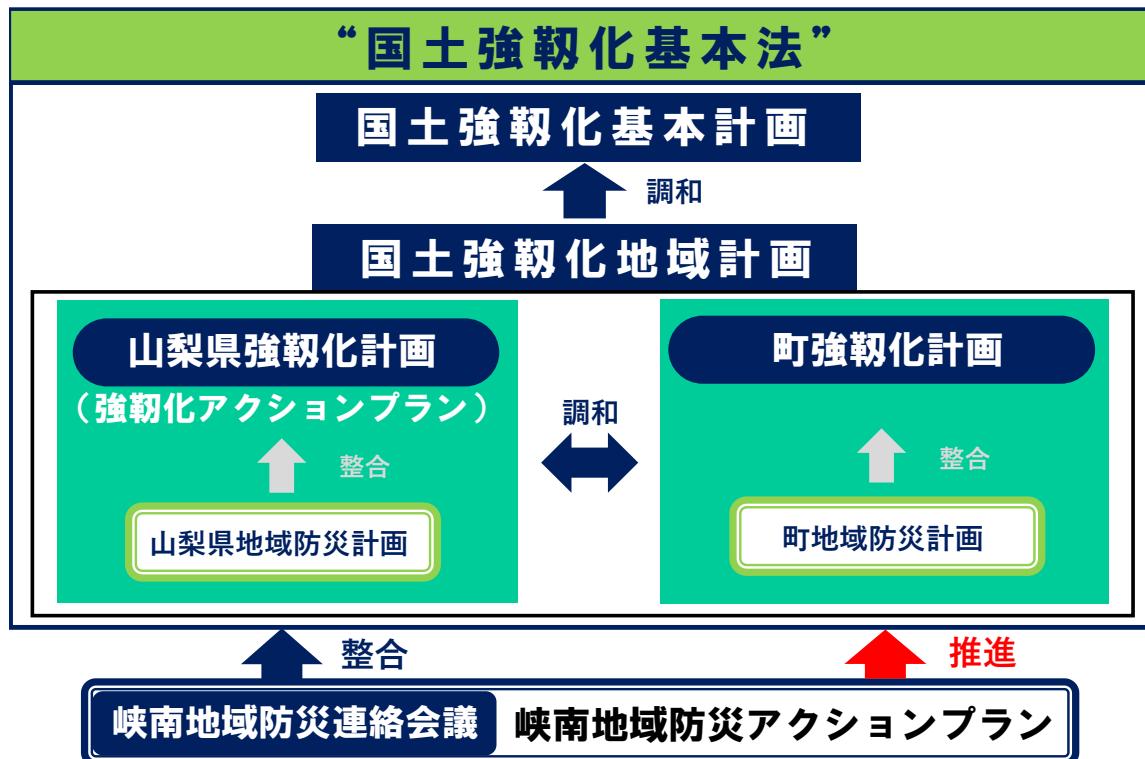
アクションプランを推進する上での基本目標を次のとおり設定します。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速な復旧復興がなされること。

(2) 位置付け

アクションプランは、防災に関し、県、町、関係機関等から構成される峡南地域防災連絡会議が取り組むべき行動を整理・体系化し、防災対策を地域ごとに総合的かつ計画的に推進することにより、町の防災に係る計画を推進し、もって地域防災体制の充実及び具体化を図ることを目的に策定するものです。



(3) 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画期間内においても必要に応じ見直しを行うこととします。

(4) 推進体制

峡南地域防災連絡会議を構成する県、町、関係機関等が実施主体としてそれぞれアクションプランの施策項目を踏まえて取り組む内容を検討し、必要に応じて他の構成機関と連携・協力して取組を実施します。

計画の推進に当たっては、各実施主体の施策の円滑な実施体制を確保するため、同会議が必要に応じて連絡、調整、協力支援、取組状況の把握等を行い、構成機関の共通の理解の下、防災対策の一体的な取組を推進し、地域防災力の強化を図っていきます。

(構成機関 24 機関・団体)

地方行政機関	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台
自衛隊	陸上自衛隊第1特科隊
公共機関・ 公共的団体等	峡南地区 6 病院事務長連絡会 東海旅客鉄道(株)（身延駅） 東京電力パワーグリッド(株)（山梨総支社） 東日本電信電話(株)（山梨支店） (一社) 山梨県エルピーガス協会 日本郵便(株)（峡南郵便局）
消防本部	峡南広域行政組合消防本部
町	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町
警察署	鰍沢警察署 南部警察署
山梨県	峡南保健福祉事務所 峡南林務環境事務所 峡南農務事務所 峡南建設事務所 峡南建設事務所身延支所 峡南教育事務所 峡南地域県民センター

(5) 進行管理

計画期間としている令和2年度から令和6年度までの各年度、施策の取組状況を確認し、その結果を連絡会議幹事会で報告していきます。

第3章 アクションプランの体系

アクションプランの施策体系は、「山梨県強靭化計画」・「山梨県強靭化アクションプラン」に基づく施策及び「富士川流域における減災対策協議会（山梨県部会）の取組」に基づく施策の2体系で、全182施策項目とします。

なお、各施策項目の取組機関については、別冊「峡南地域防災アクションプラン取組機関一覧」に掲載しています。

(1) 山梨県強靭化計画・山梨県強靭化アクションプランに基づく施策

最悪の事態ごとに想定リスクを設定し、推進計画とその推進のための施策で構成されています。

事態	想定リスク	対策名・推進計画	施策
1 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画	(1) 地震	I 耐震化等の対策	25
		II 土砂災害等による陸の孤島化対策	29
	(2) 富士山火山噴火	I 富士山火山噴火対策	13
		I 水害対策	10
	(3) 豪雨・豪雪	II 土砂災害等による陸の孤島化対策	30
		I 情報収集・発信体制の強化	12
	(4) すべての災害に関連する事項	II 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化	15
		III 行政機関等の維持	17
		IV エネルギー供給体制の強化	5
		V 地域交通ネットワークの維持	14
		VI 防災教育・普及啓発の推進	19
2 他の最悪の事態に係る推進計画	(1) 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	災害対応力の強化等	7
	(2) 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	帰宅困難者対策等の推進等	3
	(3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時保健医療体制の整備等	2
	(4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	地域防災力の強化等	17
	(5) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止又はテレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	発災後のインフラ復旧対策の推進	1

(6) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産	中小企業に対する災害時支援制度の充実等	2
(7) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	発災後のインフラ復旧対策の推進	1
(8) 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	災害時応急対策の推進等	5
(9) 防災インフラの長期にわたる機能不全	防災体制の充実・強化等	6
(10) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	建築物等の耐震対策の推進等	5
(11) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	農地の保全等による災害対策の推進等	5
(12) 有害物質の大規模拡散・流出	原子力災害対策の推進	1
(13) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備	2
(14) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力の強化等	13
(15) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	建築物の耐震対策の推進	1
(16) 感染症の大規模発生	感染拡大防止体制の整備	2
合 計		160 再掲 102

※ 一部施策項目は想定リスク間で重複しており、再掲の場合は「*」と表記します。

※ 「富士川流域における減災対策協議会（山梨県部会）の取組に基づく施策」の一部は、「山梨県強靭化計画・山梨県強靭化アクションプランに基づく施策」に統合します。その場合は、「(富士川流域の減災に係る取組方針)」と表記します。

※ 前計画の「峠南地域防災力強化戦略」から継続する施策項目は、「(峠南地域防災力強化戦略の施策)」と表記します。

1 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画

(1) 地震

I 耐震化等の対策

- 建築物の地震に対する安全性向上のため庁舎、学校等の公的施設、大規模建築物、避難路沿道建築物、住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、インフラ等の長寿命化・耐震化、電線類地中化の実施等を通して災害に強い地域づくりを推進する。
 - 町が災害に強いまちづくりを目的とした「防災まちづくり」を推進する。
 - 防災訓練等の各種訓練を通して住民の防災意識や災害対応力の向上を図る。
 - 避難者や自主防災組織等が避難所の自主運営を行えるよう、避難所運営体制の整備を促進する。
 - 民間企業、県・町関係機関、N P O 法人、各種団体等と協定の締結及び連携の強化等により防災体制の強化を図る。
 - 要配慮者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者等に対する情報支援体制の構築を図る。
-

① 建築物等の耐震対策の推進

- ・小中学校の校舎等の耐震対策の推進及び適正な維持管理等
- ・木造住宅等の耐震化の促進
- ・避難路確保等のための建築物等の耐震化の促進
- ・保育所等の耐震化の促進
- ・病院等の耐震化の推進・促進
- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

② 庁舎等の耐震化

- ・公共施設の耐震化の推進及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等の実施

③ 災害に強いまちづくりの推進

- ・都市公園の防災活動拠点機能の強化
- ・町の防災まちづくりの推進・促進
- ・電線類地中化の推進
- ・空き家対策の推進

④ インフラ等の長寿命化・耐震化

- ・都市公園施設の長寿命化の推進
- ・公営住宅の長寿命化の推進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

⑤ 地域防災力の強化

- ・地震防災訓練の実施等
- ・小中学校等における避難所運営体制の整備促進
- ・公共施設における防災対策の推進

⑥ 防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた関係企業等との協定締結の推進
- ・大規模災害発生時の初動対応（非常参集）訓練の実施

⑦ 災害応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力の検討

⑧ 要配慮者等の支援体制の充実

- ・要配慮者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
- ・災害時の介護支援者の確保推進
- ・障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
- ・障害者に対する情報提供体制構築の検討

II 土砂災害等による陸の孤島化対策

- 土砂災害から住民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される農地の保全対策等を推進する。
 - 災害発生時の緊急物資や燃料、医薬品の確保・供給体制の整備を推進するとともに、災害装備・備蓄資機材や避難所等の食料・防災資機材の確保対策等を実施する。
 - 避難路・輸送路となる道路網の整備、インフラ等の長寿命化、耐震化により災害に強い交通網等の整備を図る。
-

① 土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進
- ・老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

② 農地の保全等による災害対策の推進

- ・老朽化した農業用ため池の整備（ため池ハザードマップの周知及び情報連絡体制等の整備）
- ・農業用水利施設等の整備

③ 緊急物資・燃料の確保

- ・災害時における燃料確保の推進

- ・緊急物資の供給体制等の整備（調達・配送の協定の締結、救援物資の受け入れや避難所への輸送方法等の検討）

④ 道の駅への防災施設の整備

- ・道の駅の防災機能の確保

⑤ 災害時に備えた道路ネットワーク整備推進

- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・大規模地震などの発生時に避難路・輸送路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・基幹農道の整備
- ・林道網の整備及び確保（災害時の代替輸送路及び山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化・機能強化
- ・道路防災危険箇所等の解消

⑥ インフラ等の長寿命化・耐震化

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- ・下水道施設の長寿命化の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進*
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進*

⑦ 発災後のインフラ復旧対策の推進

- ・発災後のインフラ復旧に係る協力体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等）

⑧ 防災体制の充実・強化

- ・大規模災害発生時の初動対応（非常参集）訓練の実施*

⑨ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（関係団体等との協定締結）
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの策定・運用及び訓練の実施

⑩ 地域防災力の強化

- ・備蓄資機材の確保（岐南地域防災力強化戦略の施策）
- ・耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備

⑪ 福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難所への公的備蓄の保管（食料の確保）

(12) 社会福祉施設の防災資機材等の整備

- ・高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

(13) 災害時保健医療体制の整備

- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備

(2) 富士山火山噴火

I 富士山火山噴火対策

- 富士山噴火を想定した広域避難の運用体制を推進する。
-

① 住民等の避難対策

- ・富士山火山広域避難計画に基づく受入体制の整備等
- ・避難・輸送の支援協定の運用体制（富士山火山防災）の整備
- ・富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進
- ・富士山の火山ハザードマップの周知等
- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進*
- ・富士山火山噴火に伴う降灰に対する交通網の確保
- ・現地に密着した火山噴火対策の推進
- ・避難時間を短縮するための対策の検討
- ・火山防災対策拠点の在り方を検討し、拠点を中心とする総合的な防災対策の推進

② 観光客・登山者等の避難対策

- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- ・富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進

③ 地域防災力の強化

- ・広域応援協定の具体的運用体制の整備

④ 被害情報の収集体制の確立

- ・衛星携帯等による被災状況等の効果的情報収集体制の確立

(3) 豪雨・豪雪

I 水害対策

- 住民の生命・財産を守るための河川整備及び河川管理施設の長寿命化を図るとともに、水防訓練等を推進する。
-

① 地域防災力の強化

- ・水害に係る広域避難計画の策定及び訓練の実施（富士川流域の減災に係る取組方針）

② 洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・河川管理施設、ダムの長寿命化等の推進
- ・洪水被害を防止する河川整備の推進
- ・雨水貯留浸透施設の整備の推進

③ 水防対策の推進

- ・「知って備えて命を守る」取組の推進（洪水ハザードマップの周知）
(富士川流域の減災に係る取組方針)
- ・水防訓練の実施（富士川流域の減災に係る取組方針）
- ・水防用資材の備蓄の推進（富士川流域の減災に係る取組方針）

④ 農地の保全等による災害対策の推進

- ・農業用水利施設等の整備*

⑤ 福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要配慮者支援マニュアル等の作成・改定及び運用（富士川流域の減災に係る取組方針）

⑥ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（関係団体等との協定締結）*

II 土砂災害等による陸の孤島化対策

- 土砂災害から住民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される農地の保全対策等を推進する。
 - 災害発生時の緊急物資や燃料、医薬品の確保・供給体制の整備を推進するとともに、災害装備・備蓄資機材や避難所等の食料・防災資機材の確保対策等を実施する。
 - 避難路・輸送路となる道路網の整備、インフラ等の長寿命化、耐震化により災害に強い交通網等の整備を図る。
 - 除排雪体制や雪に関する情報の共有・発信の強化など、冬期における安全な道路交通の確保を図る。
-

「(1) 地震」の「II 土砂災害等による陸の孤島化対策」①～⑬に次の施策項目を追加*

⑭ 道路除排雪計画の運用等

- ・道路除排雪計画等に基づく除排雪体制の推進

(4) すべての災害に関する事項

I 情報収集・発信体制の強化

- 公衆無線LAN環境の整備促進等により通信機能の強化を図る。
- 住民への正確な情報提供体制の構築、被災情報の迅速な収集・共有のための被害情報収集体制の構築、通信機能の強化を図る。
- 様々な事態を想定した訓練等により地域防災力の強化を図る。

① 通信機能の強化

- ・公衆無線LAN環境の整備促進
- ・被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の拡充
(富士川流域の減災に係る取組方針)
- ・消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進

② 防災・災害情報提供体制の整備

- ・被災者に対する情報提供体制の整備(富士川流域の減災に係る取組方針)
- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備*
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- ・災害時広報活動マニュアルの策定

③ 被害情報の収集体制の確立

- ・総合防災情報システム等を活用した被害情報の収集
- ・衛星携帯等による被災状況等の効果的情報収集体制の確立*
- ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

④ 災害対応力の強化

- ・保有車両の災害時使用に向けた事前準備

⑤ 地域防災力の強化

- ・様々な事態を想定した図上訓練の実施等

II 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化

- 消防・救急・救助体制の強化、医療・救護活動体制の充実強化を図る。
- ヘリポートの確保・整備、災害装備資機材の整備、医療施設のライフライン確保体制の整備、災害時保健医療体制の整備等を実施する。

① 消防・救急・救助体制の強化

- ・救急搬送体制の充実強化
- ・消防職員・消防団員の訓練参加
- ・救急救命士の養成・確保の推進

② 災害時医療救護体制の充実

- ・医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣）
- ・広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施等
- ・災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の推進

③ 防災体制の充実・強化

- ・他自治体との連携推進
- ・災害装備資機材の整備の推進

④ 地域防災力の強化

- ・消防防災ヘリポートの確保・整備の推進

⑤ 災害に強いまちづくりの推進

- ・都市公園の防災活動拠点機能の強化*

⑥ 福祉避難所等の運営体制の充実

- ・避難行動要支援者（要配慮者）対策訓練（避難誘導、福祉避難所の開設等）の実施
(富士川流域の減災に係る取組方針)

⑦ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（関係団体等との協定締結、訓練等の実施）

⑧ 災害時保健医療体制の整備

- ・透析患者の支援体制の整備（避難行動要支援者台帳・支援計画の整備）

⑨ 建築物等の耐震対策の推進

- ・病院等の耐震化の推進・促進*

⑩ 通信機能の強化

- ・EMIS（広域災害救急医療情報システム）訓練の実施等

III 行政機関等の維持

- 体制づくりや訓練の実施等による災害対策本部・初動体制等の強化を図る。
- 受援計画や業務継続計画の策定により、早期復旧のための体制を整備する。
- 庁舎等の耐震化及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等を推進する。

① 災害対応力の強化

- ・大規模災害発生時の業務継続計画(BCP)の策定・運用（富士川流域の減災に係る取組方針）
- ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
- ・各種システムの緊急時運用体制の確立

- ・災害時における燃料確保の推進*
- ・データ・プログラム等のバックアップ機能強化

(2) 防災体制の充実・強化

- ・非常参集体制の確立
- ・防災体制（災害対策本部体制等）の検証・見直し
- ・災害時における町長への連絡体制の強化
- ・勤務所属に参集できない職員の参集場所・業務の明確化
- ・災害対応に関する職員研修の充実・強化
- ・大規模災害発生時における受援体制の構築
- ・町議会における非常参集体制の強化

(3) 地域防災力の強化

- ・町への職員派遣体制の確立
- ・町の災害対応力の強化支援（計画等策定、訓練等への支援）

(4) 庁舎等の耐震化

- ・公共施設の耐震化の推進及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等の実施*

(5) 道の駅への防災施設の整備

- ・道の駅の防災機能の確保*

(6) 道路除排雪計画の運用等

- ・道路除排雪計画等に基づく除排雪体制の推進*

IV エネルギー供給体制の強化

○ 災害による大規模停電の発生を想定し、倒木による二次被害対策としての事前伐採など、電力供給インフラ被害の最小化に向けた平時からの取り組みや、停電発生時における復旧作業の迅速化など、県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制の強化を図る。

(1) 電力供給体制の強化

- ・事前伐採の推進
- ・電線類地中化の推進*
- ・電力供給体制強靭化戦略の推進に向けた関係機関との連携

(2) 発災後のインフラ復旧対策の推進

- ・発災後のインフラ復旧に係る協力体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等）*

③ 通信機能の強化

- ・災害時電源確保対策の検討

V 地域交通ネットワークの維持

- 避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる幹線道路・農道・林道等の整備や橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。また、災害時の応急対策業務体制を整備する。
 - 災害時の適切な交通規制実施のための緊急輸送道路の確保等に係る訓練等を実施する。
-

① 災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進*
- ・大規模地震などの発生時に避難路・輸送路となる幹線道路の整備*
- ・都市計画道路（街路）の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備*
- ・基幹農道の整備*
- ・林道網の整備及び確保（災害時の代替輸送路及び山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化・機能強化*
- ・道路防災危険箇所等の解消*

② インフラ等の長寿命化・耐震化

- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進*
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進*

③ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（関係団体等との協定締結）*
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの策定・運用及び訓練の実施*

④ 道の駅への防災施設の整備

- ・道の駅の防災機能の確保*

⑤ 道路除排雪計画の運用等

- ・道路除排雪計画等に基づく除排雪体制の推進*

⑥ 交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・実践的な交通規制訓練等の実施

VI 防災教育・普及啓発の推進

- 災害時における相談支援体制の充実、ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知、防災教育等を通して災害に対する意識啓発や災害対応力の向上を図る。
 - 防災教育の一層の充実を図るため、教育機関等との情報共有や相互連携を推進する。
-

① 災害時相談支援体制の充実

- ・災害時の消費生活相談窓口の周知・円滑な対応
- ・災害時の町税救済措置制度（猶予・減免）の周知・円滑な対応
- ・被災者の生活再建支援の充実（住民への被災者生活再建支援制度の周知）
- ・災害時におけるDV被害者等生活相談の周知
- ・被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口の生活相談マニュアルの見直し

② 防災教育等による地域防災力の強化

- ・効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
- ・家庭や事業所等における備蓄充実の促進
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備*
- ・土砂災害防災訓練の実施等
- ・警戒宣言発令時における自動車の不使用・自肃に関する県民への広報等の実施
- ・住民の防災意識・被災時の防犯意識の醸成の推進

③ 学校における防災教育等の推進

- ・小中学校等における防災教育の充実（富士川流域の減災に係る取組方針）

④ ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- ・富士山の火山ハザードマップの周知等*
- ・液状化の危険度情報の提供
- ・老朽化した農業用ため池の整備（ため池ハザードマップの周知及び情報連絡体制等の整備）*
- ・「知って備えて命を守る」取組の推進（洪水ハザードマップの周知）
(富士川流域の減災に係る取組方針) *
- ・河川情報システムの運用・活用（富士川流域の減災に係る取組方針）
- ・土砂災害等情報システムの運用・活用
- ・土砂災害警戒区域等の指定及び周知（土砂災害ハザードマップの周知）

2 その他の最悪の事態に係る推進計画

(1) 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 民間企業、国・町関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化、緊急物資・燃料の確保等を推進し、防災体制の強化を図る。

① 災害対応力の強化

- ・他自治体との連携推進*
- ・災害時に備えた関係企業等との協定締結の推進*

② 災害時保健医療体制の整備

- ・透析患者の支援体制の整備（避難行動要支援者台帳・支援計画の整備）*

③ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（関係団体等との協定締結）*

④ 緊急物資・燃料の確保

- ・災害時における燃料確保の推進*
- ・緊急物資の供給体制等の整備（調達・配送の協定の締結、救援物資の受け入れや避難所への輸送方法等の検討）*

⑤ 道路除排雪計画の運用等

- ・道路除排雪計画等に基づく除排雪体制の推進*

(2) 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足

- 帰宅困難者・滞留者の一時避難についての具体的な業務について整理する。また、災害時の公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進める。

① 帰宅困難者対策等の推進

- ・一時避難のための庁舎等の開放の検討
- ・帰宅困難者対策の推進

② 滞留旅客対策等の推進

- ・観光客の避難体制の整備

(3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害発生後の感染症のまん延を防止するため、防疫用消毒剤等の備蓄を進め、保健医療体制の整備を行う。
 - 原子力発電所事故による放射線の影響に関する福島の事例等を基に、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等の相談体制を検討する。
-

① 災害時保健医療体制の整備

- ・防疫用消毒剤等の備蓄の充実
- ・放射線の影響に関する相談体制の検討

(4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 災害発生時の初動対応訓練、応急業務の協力体制の推進等による防災体制の強化を図る。
 - インフラ等の耐震化を推進するとともに、災害時に備えた災害時保健医療体制の整備を図る。
 - 要配慮者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者に対する情報支援体制の構築を図る。
-

① 地域防災力の強化

- ・避難所運営マニュアルの作成・改訂の促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・小中学校等における避難所運営体制の整備促進*
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

② インフラ等の耐震化

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進*

③ 建築物等の耐震対策の促進

- ・木造住宅等の耐震化の促進*
- ・小中学校の校舎等の耐震対策の推進及び適正な維持管理等*

④ 災害時保健医療体制の整備

- ・災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
- ・災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

⑤ 福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要配慮者支援マニュアル等の作成・改定及び運用（富士川流域の減災に係る取組方針）*

⑥ 要配慮者等の支援体制の充実

- ・要配慮者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討*
- ・災害時の介護支援者の確保推進*
- ・障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築*
- ・避難行動要支援者（要配慮者）対策訓練（避難誘導、福祉避難所の開設等）の実施
（富士川流域の減災に係る取組方針）*
- ・女性や子育て家庭、要配慮者を考慮した避難所運営の推進

⑦ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力の検討*
- ・公営住宅や職員宿舎の空室の提供マニュアルの整備・運用

（5）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止又はテレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 大規模発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。
-

① 発災後のインフラ復旧対策の推進

- ・発災後のインフラ復旧に係る協力体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等）*

（6）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

- 中小企業の災害融資制度等の周知や相談体制の充実を図る。
-

① 中小企業に対する災害時支援制度の充実等

- ・地震災害防止対策融資制度等の周知及び拡充
- ・災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実

（7）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 大災害発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。
-

① 発災後のインフラ復旧対策の推進

- ・発災後のインフラ復旧に係る協力体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等）*

(8) 長期にわたる上水道等の供給停止や汚染処理施設の機能停止

- 応急復旧業務実施のための管路管理業協会との連絡体制構築、協定の隨時更新、定期訓練の検討を実施する。
 - 上・下水道施設の耐震化・長寿命化、BCP 訓練、地震対策マニュアルの見直し等を行う。
 - 応急給水資機材の整備を図るとともに、複数のルートによる円滑な給水応援要請・活動実施のため関係機関との連携、調整を図る。
 - 農業集落排水事業により整備した施設の耐震化対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。
-

① 災害時応急対策の推進

- ・災害時における上下水道応急復旧体制の強化

② インフラ等の長寿命化・耐震化

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進*
- ・下水道施設の長寿命化の推進*
- ・下水道施設の耐震化の推進*

③ 農地の保全等による災害対策の推進

- ・農業集落排水施設の老朽化対策の推進

(9) 防災インフラの長期にわたる機能不全

- 砂防施設整備等の土砂災害対策を進めるとともに、既存施設の機能維持・増進を図る。
 - 災害発生時の電源確保の推進、緊急対処法マニュアルの更新等による防災体制の強化を図る。
-

① 防災体制の充実・強化

- ・地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアル等の円滑な運用
- ・災害時における緊急対処法の検討

② 災害時応急対策の推進

- ・災害時電源確保対策の検討*
- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（関係団体等との協定締結）*

③ 洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・河川管理施設、ダムの長寿命化等の推進*

④ 土砂災害対策の推進

- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施*

(10) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 避難路沿道建築物の耐震化を促進する。
- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。
- 上・下水道施設の耐震化・長寿命化等を行う。

① 建築物等の耐震対策の推進

- ・避難路確保等のための建築物等の耐震化の促進*
- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施体制の構築

② インフラ等の長寿命化・耐震化

- ・下水道施設の長寿命化の推進*
- ・下水道施設の耐震化の推進*

③ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における上下水道応急復旧体制の強化*

(11) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

- 老朽化した農業用水利施設や道路・河川・砂防施設について、老朽化の進行や耐震性の不足等に対応する施設の改修や補強について計画的な整備を推進する。
- 道路、河川及び砂防施設における緊急対処マニュアルの作成や緊急対処訓練を実施する。

① 農地の保全等による災害対策の推進

- ・老朽化した農業用ため池の整備（ため池ハザードマップの周知及び情報連絡体制等の整備）*

② 洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・河川管理施設、ダムの長寿命化等の推進*

③ 土砂災害対策の推進

- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施*

④ 災害時応急対策の推進

- ・地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアル等の円滑な運用*
- ・災害時における緊急対処法の検討*

(12) 有害物質の大規模拡散・流出

- 原子力総合防災訓練等へ職員を派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る。
-

① 原子力災害対策の推進

- ・原子力災害対策の推進（浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく受入体制の整備等）
-

(13) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時に発生する災害廃棄物の処理について、町の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、計画の実効性の向上に向けた人材育成を図る。また、廃棄物関係団体との災害時の協定締結や、連携強化のための訓練等を行う。
-

① 災害廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・災害時における応急対策業務の円滑な実施
-

(14) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域防災人材の育成や防災資機材等の整備、自主防災組織と連携した避難所訓練の実施などコミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進するとともに、適切な避難対策を実施する。
 - 消防団員の確保対策及び消防団の活性化対策を促進するとともに、町の消防団活性化総合計画の見直しや消防団の救助用資機材等を充実する。
 - 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するとともに、ボランティアコーディネーター等の資質向上、災害時の連携体制づくり、女性や要配慮者等を考慮した避難所運営についての啓発・周知等を実施する。
-

① 地域防災力の強化

- ・地域防災力の強化を支える人材の育成（富士川流域の減災に係る取組方針）
- ・自主防災組織の防災資機材の整備
- ・災害関連N P O、ボランティア団体等との連携・協働（協定締結や研修・訓練の協働等）
- ・避難所運営マニュアルの作成・改訂の促進*
- ・地区防災計画の作成支援
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施*
- ・防災士の養成に向けた普及啓発

② 消防・救急・救助体制の強化

- ・消防団員の確保対策等の推進（富士川流域の減災に係る取組方針）
- ・消防団の救助資機材等の整備推進

③ 福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者（要配慮者）対策訓練（避難誘導、福祉避難所の開設等）の実施（富士川流域の減災に係る取組方針）*
- ・女性や子育て家庭、要配慮者を考慮した避難所運営の推進*
- ・ボランティアコーディネーター養成に向けた普及啓発
- ・ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

（15）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

- 有形文化財（建造物）について、耐震対策を計画的に実施する。

① 建築物の耐震対策の推進

- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進*

（16）感染症の大規模発生

- 感染症まん延期にあっても、感染症患者が必要な治療を適切に受けることができる医療提供体制を整備する。
- 感染症の発生に備え、医療物資を備蓄等する。

① 感染拡大防止体制の整備

- ・防疫用消毒剤等の備蓄の充実*
- ・旅館、ホテル等の避難所活用の検討（峠南地域防災力強化戦略の施策）

(2) 富士川流域における減災対策協議会（山梨県部会）の取組に基づく施策

取組名	推進計画	施策
1 ハード対策の主な取り組み	①洪水を河川内で安全に流す対策	1
	②避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	4
2 ソフト対策の主な取り組み	①情報伝達、避難計画等に関する取り組み	6
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取り組み	5
	①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取り組み ②町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取り組み	3 1
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化	①排水活動の強化に関する取り組み	2
合 計		22

※ 一部の施策については、(1) 山梨県強靭化計画・山梨県強靭化アクションプランに基づく施策に統合しています。

1 ハード対策の主な取り組み

① 洪水を河川内で安全に流す対策

- ・流下能力向上対策、浸透・浸食対策としての築堤・護岸の整備

② 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計の設置とシステム表示の整備・活用（山梨県Web：洪水予報河川以外も含む。）
- ・排水機場の改修（機能保全）
- ・避難場所の災害種別の表示の整備
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実（ハード）

2 ソフト対策の主な取り組み

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

① 情報伝達、避難計画等に関する取り組み

- ・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練
- ・避難場所の検討を支援する「避難判断基準検討支援システム」の更新・活用
- ・洪水予報河川、水位周知河川の拡充・周知
- ・洪水対応情報伝達演習の実施
- ・避難情報に関する意見交換会の実施
- ・洪水予報文、水位到達情報文の改良

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取り組み

- ・避難を促す緊急行動トップセミナーの開催・参加
- ・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表及び土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援
- ・地域減災ハザードマップ作成事業の実施
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施
- ・共同点検の実施

(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取り組み

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取り組み

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防連絡部会等による水防団との合同巡視の実施
- ・災害時巡視システムによる被災情報の共有

② 町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取り組み

- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実（ソフト）

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

① 排水活動の強化に関する取り組み

- ・排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練
- ・排水ポンプ車等、災害対応機器の操作講習会の実施

関係機関・団体一覧表（峠南地域防災連絡会議）

R2.12月現在(順不同)

機関・団体名	防災担当等	所在地	電話・FAX
峠南地区六病院事務長連絡会 ※飯富病院・富士川病院・ 峠南病院・市川三郷病院・ 身延山病院・しもべ病院 が年度毎に交替で担当	飯富病院	身延町飯富 1628	電話 0556-42-2322 FAX 0556-42-3481
	富士川病院	富士川町鰍沢 340-1	電話 0556-22-3135 FAX 0556-22-3884
	峠南病院	富士川町鰍沢 1806	電話 0556-22-4411 FAX 0556-22-6553
	市川三郷病院	市川三郷町市川大門 428-1	電話 055-272-3000 FAX 055-272-0937
	身延山病院	身延町梅平 2483-167	電話 0556-62-1061 FAX 0556-62-1306
	しもべ病院	身延町下部 1063	電話 0556-36-1111 FAX 0556-36-1556
東海旅客鉄道株式会社	身延駅	身延町角打 537	電話 0556-62-1052 FAX 0556-62-2789
東京電力パワーグリッド 株式会社山梨総支社	涉外担当	甲府市丸の内 1-10-7	電話 055-215-5113 FAX 055-227-1181
東日本電信電話株式会社 山梨支店	山梨災害対策室	甲府市朝氣 3-21-15	電話 055-237-0554 FAX 055-221-2556
一般社団法人山梨県LPガス 協会	中部ライフエナジー 株式会社	富士川町最勝寺 1260	電話 0556-22-3321 FAX 0556-22-5017
陸上自衛隊第1特科隊	第4中隊	忍野村忍草 3093	電話 0555-84-3135 FAX 0555-84-3135
国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所		甲府市緑が丘 1-10-1	電話 055-252-8899
			FAX 055-252-0801
甲府地方気象台		甲府市飯田 4-7-29	電話 055-222-9101 FAX 055-222-3784
日本郵便株式会社 峠南郵便局		市川三郷町岩間 928	電話 0556-32-3707 FAX 0556-32-3803
峠南広域行政組合消防本部	警防課	市川三郷町下大鳥居 27	電話 055-272-7612 FAX 055-272-0655
市川三郷町	防災課防災防犯係	市川三郷町市川大門 1790-3	電話 055-272-1175 FAX 055-272-2525
早川町	総務課	早川町高住 758	電話 0556-45-2511 FAX 0556-20-5000
身延町	交通防災課	身延町切石 350	電話 0556-42-4809 FAX 0556-42-2127
南部町	交通防災課	南部町福士 28505-2	電話 0556-66-3417 FAX 0556-66-2190
富士川町	防災交通課	富士川町天神中条 1134	電話 0556-22-7218 FAX 0556-22-3177
鰍沢警察署	警務課警備係	富士川町最勝寺 1306	電話 0556-22-0110 FAX 0556-22-0110
南部警察署	警務課警備係	南部町南部 9335-1	電話 0556-64-0110 FAX 0556-64-0110
峠南保健福祉事務所		富士川町鰍沢 771-2	電話 0556-22-8145 FAX 0556-22-8147
峠南林務環境事務所		市川三郷町高田 111-1	電話 055-240-4140 FAX 055-240-4189
峠南農務事務所		市川三郷町高田 111-1	電話 055-240-4135 FAX 055-240-4117
峠南建設事務所		市川三郷町高田 111-1	電話 055-240-4123 FAX 055-240-4134
峠南建設事務所身延支所		身延町梅平 2483-30	電話 0556-62-3831 FAX 0556-62-3833
峠南教育事務所		富士川町鰍沢 771-2	電話 0556-22-8140 FAX 0556-22-8144
峠南地域県民センター	総務県民課	富士川町鰍沢 771-2	電話 0556-22-8165 FAX 0556-22-8135